

令和2年12月10日(木)

開会（9：57）

○坂上清一委員長

開会宣言。出席委員が9名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、「条例の一部を改正する条例」2件、「特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について」1件の計3件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつをお願いしたい。

○高橋副市長

おはようございます。12月10日ということで半ばに入ったが穏やかな小春日和によるところである。この時期になると市長あてに各町内集落から新年会のご案内を多くいただいているが、最近来る案内は「今回は中止する」というものである。この新年会は飲食を伴うためそのようになっていると思われるが、アフターコロナになったらお酒を飲む飲まないは別にしても地域コミュニティを維持していくためには非常に大切なことと考えている。コロナ禍がおさまって安心してそういう会合ができるような日が一日も早く来ることを望んでいるし、またこういうことがやらなくてもいいという風潮にならないことを祈っている。本日の案件は、3件ということでよろしく審議願いたい。

議第96号 胎内市入湯税条例等の一部を改正する条例

安部税務課長説明

令和2年3月31日に公布された地方税法の一部を改正する法律により、地方税法における延滞金の見直しが行われたことについて、延滞金の割合の特例について関連する条例の改正を一括して行うもの。内容については、これまでの「特例基準割合」の用語を「延滞金特例基準割合」に改め、地方税法の規定との整合を図るもの。第1条は、入湯税条例の改正についてである。第2条は、主に使用料についての督促手数料及び延滞金に関する条例の改正である。第3条は、介護保険条例についてである。第4条は、下水道事業受益者負担に関する条例である。第5条は、後期高齢者医療に関する条例についてである。この条例の施行期日は、令和3年1月1日となっている。また附則には、この度改正の五つの条例の延滞金については、令和3年1月1日以後に適用するものであり、同日前の期間については従前のおりとなっている。

質疑

○丸山委員

還付加算金の割合等が見直されたとのことであるが、どのように見直されたのか。見直し前と見直し後について伺う。

○安部税務課長

還付加算金については、これまで特例基準割合 1 %であったが 0.5%に改正されている。

○丸山委員

還付加算金については、引き下げるということであるが法律なのでここで議論しても仕方ないと思うが、他の加算は 7.3%と 14.6%で変わらない。一般的に見て今の経済情勢からして 7.3 と 14.6 はあり得ない。2 か月経つと 14.6 になる。そういうことこそ本来見直すべきと思うが、その辺はあくまで法律に基づいて胎内市も行っていると理解しているが、そういう見直しについての話はないのか。

○安部税務課長

見直しの予定があるかとのことですが、今のところない。ただし、平成 25 年までに限っては丸山委員の言うとおりの 7.3%の 14.6 が適用されているが、26 年以降は特例基準割合に 7.3 を足したものになり、14.6 は、ほぼほぼ使われなくなっている。

○丸山委員

25 年以降は以内みたいな形で行っているところがある。胎内市もそう言うことで行った事例はあるのか。以内で。

○安部税務課長

実例があるかといえば、過年度滞納が残っているものがあるので、その 25 年までの間は先ほど申した率で計算している。その後は、新しい率で計算している。

○丸山委員

新しいというのは何%か。

○安部税務課長

令和 2 年においては 8.9%で令和 3 年 1 月 1 日以降は 8.8%になる。

○丸山委員

何が 8.9 になるのか。7.3 それとも 14.6 か。

○安部税務課長

財務大臣が示す平均の率に 1% を足した率で 30 日間計算し、その後 7.3 を足した今年であれば 8.9 で計算される。

○森田委員

税金は定められた期間内に納めるのが 1 番ですが、延滞すると延滞の加算があるが、胎内市で延滞により加算された金額はどの位あるのか。

○安部税務課長

令和 2 年 11 月末現在で納付のあった延滞金は約 800 万円。納付した時点で延滞金を計算し納めてもらうので、今滞納しているものについての延滞金がどれくらいかは算出できない。

○森田委員

実際の実数で 800 万円ほどの延滞、加算金が入ってくるが、この見直しによって影響が出ると理解していいか。どのくらいの影響額があるのか。

○安部税務課長

今回の条例改正は文言の改正であり、率については変わらないので影響はほぼない。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 98 号 胎内市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

本間財政課長説明

行政財産の目的外使用を許可した場合に係る使用料のうち、電気通信施設その他これに類するもの以外のものの中の具体的には水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの

使用料について、同じように市道に埋設されている水管等について規定している道路占用料とあわせるため近隣市の状況等も見た中で改正するもの。今回改正するのは別冊の新旧対照表の 16 ページ右側中ほどの「水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの」とその下の「その他のもの」の部分であり、左側の「その他のもの」で胎内市道路占用料等徴収条例別表の規定を適用して算出した額として道路占用料の額にあわせるという改正を行うもの。参考までにこの改正により使用料は、「外径が 0.15 メートル未満のもの」72 円が 37 円に、その下 95 円が 50 円に、その下の 190 円が 100 円に、その下の 480 円が 250 円に、その下の 950 円が 500 円に、その下の 1,400 円は道路占用料では物件と使用期間の単位等が細かく定められている。その他の改正については、P14 に戻って右側「旧」の方の上から 3 番目のところで「本柱（H 柱及び…）」となっているところを「新」のように「木柱（H 柱及び…）」とするところと右下の「使用面積 1.7 平方メートルごと」を「使用面積 1.7 平方メートルまでごと」と直すところと P15 の一番下の右側「その他の施設」を「その他の設備」に「使用面積 1.7 平方メートルごと」を「使用面積 1.7 平方メートルまでごと」に。修正については基になっている電気通信事業法施行令の規程の文言にあわせる形で修正するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 103 号 胎内市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について

小熊総合政策課長説明

これはコロナ禍における市役所窓口の密集防止と市民の利便性向上を図るため、現在、他の地域と比較して諸証明等の交付を受ける場所が遠方となっている旧大長谷小学校区及び旧鼓岡小学校区において行政サービスの平準化の観点から身近な郵便局で交付が受けられるようにするために必要とされている条件を整えるべく地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「郵便局事務取扱法」と省略）第 3 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものである。指定する郵便局の名称は、大長谷郵便局及び鼓岡郵便局であり、取り扱わせる事務についてはできる限り他の地区と同等のサービスを享受しても

らえるよう郵便局事務取扱法の規定により郵便局に取扱わせることができるとされているものすべてを対象とする内容としている。また、個人情報保護の観点から証明書等の交付事務のうち交渉行為については、あくまでも市が行い、郵便局が行う事務は交付請求の受付及び当該請求に係る証明書の引き渡しとされており、市からの証明書等の発行は専用のネットワークを構築してオンラインによって行うこととなっている。事務を取り扱わせる期間については、令和3年4月1日から1年間としているが、双方いずれからも指定解除の意思表示がない場合には更に1年間延長することとし、以後も同様とするもの。なお、郵便局において請求者に引き渡されることとなる証明書等には個人のプライバシーにかかわる情報が記載されていることから郵便局事務取扱法において事務を取り扱わせることができる郵便局の組織的、人的、設備的な基準が設けられるとともに当該郵便局の職員に対しては罰則付きの守秘義務及びみなし公務員の規定が設けられ地方公務員と同等の服務規律が課せられており、個人情報の保護については、十分に担保されているところである。

質疑

○渡辺栄六委員

諸証明を遠方の地域に指定することであるが大長谷と鼓岡の2カ所だけを選んだ理由と築地地区、乙地区で指定しなかった理由は。

○小熊総合政策課長

現在、胎内市において諸証明の交付を受けることができる場所として、市役所本庁舎、黒川庁舎加えて築地の諸証明交付所と乙の諸証明交付所で4カ所ある。乙・築地については、諸証明交付所において取扱いができるので。他の地域に比べて遠方というところについて、4カ所から半径4kmの円を描くと築地、乙、中条、黒川の地区はほぼその範囲に入るが、鼓岡と大長谷については、その4kmの円から外れる。黒川庁舎から4kmの円を描いても坪穴の入口付近までしか入らない。両地区は離れたところにあるため今回は鼓岡と大長谷の2カ所を他の地区と同様の4km圏内に入れることで選択した。

○小野徳重委員

遠方にできるのはいいことであるが事務委託の経費はどの位見積もっているのか。

○小熊総合政策課長

1カ所あたり月額税込み28,710円で、2カ所トータルして年間689,040円が委託料である。この中には電気料、人件費等も含まれている。専門のネットワークを構築して年間の通信費が554,400円かかる。

○小野徳重委員

時間帯は郵便局の空いている時間帯だけか。

○小熊総合政策課長

取り扱える時間は通常の郵便局用務の取扱時間帯となる。

○森田幸衛委員

委託料、通信料は年間で 68 万、55 万程度だが、築地と乙の委託料、通信料もかかっているのか。

○小熊総合政策課長

築地、乙については、職員が配置され従事している。証明発行の人件費はいくらかとなるかもしれないが他の業務と兼ねて行っている。かかるとすれば本庁とのやり取りに係る通信費になる。

○八幡元弘委員

年間の件数の見通しは。

○小熊総合政策課長

令和元年度の証明発行実績は、鼓岡地区と大長谷地区の方々の請求件数になるが、黒川庁舎における鼓岡地区住民の証明発行請求が 307 件、大長谷地区が 165 件で合計 472 件となっている。この他プラス本庁舎に来ている方もあるかもしれない。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

(執行部退席 10:25)

以上で総務文教常任委員会を閉会する。